

東かがわ市告示第 6 号

東かがわ市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月21日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成15年東かがわ市告示第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 転換を行うときは、1槽につき<u>12万円</u>を限度として当該処分に要する費用に相当する額を前項に定める額に加算することができる。</p> <p>3 転換を行うときは、1槽につき<u>12万円</u>を限度として配管工事に要する費用に相当する額を第1項に定める額に加算することができる。</p> <p>4 略</p>	<p>(補助金額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 転換を行うときは、1槽につき<u>9万円</u>を限度として当該処分に要する費用に相当する額を前項に定める額に加算することができる。</p> <p>3 転換を行うときは、1槽につき<u>9万円</u>を限度として配管工事に要する費用に相当する額を第1項に定める額に加算することができる。</p> <p>4 略</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。